

北武蔵ゴルフパークカントリークラブ

「ちびっ子倶楽部」入会申込書

●下記の「個人情報取り扱い」と「会員規約」を必ずご覧になり了承の上、フロントへお申込みください

お子様 氏名	フリガナ	男・女	生年月日	西暦	年	月	日	生まれ(歳)	
			学 校 名						(学年)
			ゴルフ経験	なし・あり	経験ありの場合▶	1月ベストスコア	1月の平均スコア		
保護者様 氏名	フリガナ	続柄	〒						
			住 所						
TEL	自宅・携帯	-	-	緊急連絡先				-	

確認・同意書

- 施設をご利用いただくにあたり、自身の不注意による事故、危険防止行為範囲をこえての回避できない要因による事故、ラウンド中や施設等に起因する事故に関連して発する入会者本人、第三者の身体、財物に対する損傷や損害について、ゴルフ場に対して責任を問いません
- ジュニアゴルファーとして自覚と責任を持った言動を心がけます

年 月 日

保護者ご署名

印

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリゾートソリューション(株)に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに際してご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリゾートソリューション(株)以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

個人情報の取り扱い

- 【提供情報の内容】
- ゴルフ場、ホテルの観光料金情報もしくはお得なイベント、キャンペーン情報
 - 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報
 - 国内、海外の旅行情報
 - ゴルフ会員権、リゾート会員権の優待情報
 - ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
 - その他リゾートソリューショングループが企画し販売する最新情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 北武蔵カントリークラブ TEL.0495-72-5113 FAX.0495-72-5555

●当社の「個人情報保護方針」並びに「個人情報の取り扱い」の詳細については、ホームページのプライバシーポリシーをご覧ください。
会社名: リソルゴルフ株式会社 北武蔵カントリークラブ事業所 電話番号: 0495-72-5113

ちびっ子倶楽部会員規約

(平成29年1月1日制定)

第1条(名称・運営)

本組織は【北武蔵ちびっ子倶楽部】(以下ちびっ子倶楽部)と称します。ちびっ子倶楽部の運営主体は北武蔵カントリークラブ(以下クラブ)とします。

第2条(目的)

ゴルフを通じて健やかな心と体をつくり、また家族の絆を再確認することで子どもたちの人格形成に寄与する事を目的とします。

第3条(会員)

- 本規約を承認の上で所定の手続きを行い、クラブが会員として認められた者で且つ年会費の払い込みを終了した個人を会員とします。
- 入会の条件は満6歳以上12歳以下で、且つ保護者の同意を得られる者となります。

第4条(施設の利用)

- 会員は北武蔵カントリークラブでハーフプレーを楽しめることができます。スタート時間はクラブ指定の時間に限定します。
- 施設の利用に当たっては事前の予約が必要です。少なくとも前日までに予約をする必要があります。なお予約は公式ホームページまたは電話に取扱いします。
- プレーは会員一人につき、保護者一人が必要です。保護者は親である必要はございませんが20歳以上の成人で且つ普通自動車の運転免許証をお持ちの方に限ります。
- 保護者の方にも必ずプレーをしていただきます。その場合プレー料金はクラブが定める所定のプレー料金をお支払いください。

第5条(年会費)

- 会員はクラブの定める方法にて所定の年会費を支払わなければなりません。
- 一旦納付された年会費はいかなる理由があろうと返金いたしません。
- 年会費は経済情勢の変動等により変更する場合があります。

第6条(会員資格有効期間)

- 会員が会員資格を更新する場合には、更新の都度年会費を納付することで1年間会員資格の延長ができるものとします。
- 会員資格が有効な期間中に13歳の誕生日を迎える場合は、更新(入会)の日より1年間を有効とします。

第7条(遵守事項)

保護者は会員に対し、以下の事項を遵守させなければならない。

- クラブに届け出ている個人情報に変更があった場合はクラブの定める方法で速やかにクラブに届け出なければならない。
- 会員の権利は第3条に該当、侵害してはならない。

第8条(退会)

- 会員はその申し出によりいつでも退会できます。
- 退会は認めません。
- 会員資格有効期限内の退会については、第5条3項に基づき年会費の返還はいたしません。

第9条(解散)

- ちびっ子倶楽部はクラブの都合により解散することができます。
- クラブは前項の解散を決定したとき、その期日を会員に通知するものとし、会員は解散について質問申し立てが出来ないとします。
- 本来に基づいて解散する場合、第5条3項より年会費の返還はいたしません。

第10条(会員資格の取消)

クラブは、会員に次の事項が生じたとき、会員資格を取り消すことができる。

- 会員が死亡した場合
- 会員または保護者が本規約および施設利用規約に違反した場合
- 保護者が仮社会的勢力(暴力団および類似団体)の構成員・準構成員であると判明した場合
- その他クラブが処分を必要と判断した場合

第11条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に資格を失います。

- 資格の有効期限が満了したとき
- 退会したとき
- クラブから第10条の会員資格取消を受けたとき

第12条(RESOLメイト情報サービス)

会員はRESOLメイト情報サービスに登録され、会員がその要約を拒否しない限りクラブが組織する事務局を通じ、別に定める利用規約に沿った方法・手段により情報を受け取ることができる。

第13条(規約の改正等)

- クラブは事前の承諾なく本規約の変更または追加および年会費、施設サービスの変更、追加または廃止など内容の変更ができる。
- 前項の内訳については、クラブが自ら選出と判断する方法で会員にその旨を通知します。

第14条(施行)

本規約は2017年4月1日より施行いたします。